

傍聴の際は、以下の事項を遵守いただくようお願いいたします。
反する行為があった場合はご退席いただく場合があります。

浜松市上下水道事業経営アドバイザー会議 傍聴に際しての遵守事項

- 1 当会議を傍聴しようとする者は、当会議を開催する会場の受付で傍聴する旨を告げるものとする。
- 2 第1項の受付は、当会議を行う30分前から開始し、傍聴しようとする者について、先着順（先着10名）に受付を行うものとする。
- 3 いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入らないこと。ただし、報道関係者が報道のために当会議を傍聴する場合においては適用しない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 貼り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、当会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 5 当会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 6 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- 7 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 8 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由による場合は、この限りではない。
- 9 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食については、気温上昇による熱中症予防等の観点により、適切な水分補給をする場合を除く。
- 10 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 11 当会議の会場の秩序を乱し、又は当会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 12 傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。ただし、報道関係者が報道のために当会議を傍聴する場合においては適用しない。
- 13 その他必要事項については、「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」に準拠して対応する。

【記載根拠】

「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」による。